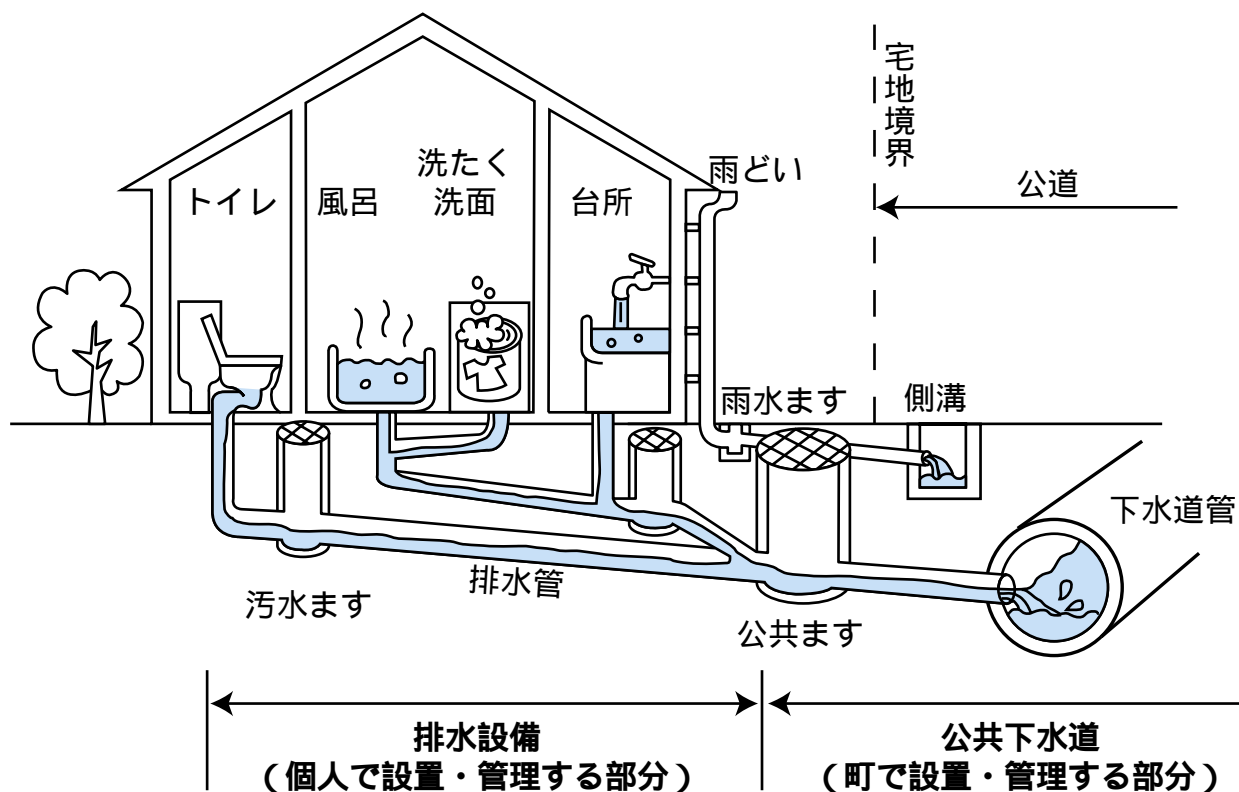


下水道のしくみ

公共下水道と排水設備

下水道は、町が道路などに建設し管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内に設置し家庭などから出る汚水を公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は、排水管や汚水ますなどで、個人で設置し、維持管理していただくものです。



ますの役目

公共ます：排水設備と公共下水道をつなぐ役目をしており、点検や万一つまった場合の掃除口です。宅地境界から1m以内のところに設置します。

汚水ますには中間ますと防臭ますがあります。

中間ます：排水管の点検や万一つまった場合の掃除口です。

防臭ます：内部に水封装置のある汚水ますで、悪臭が家庭に入るのを防ぎます。

公共下水道ができれば必ず水洗化を

くみ取り便所は3年以内に水洗トイレに！（下水道法第11条の3）

公共下水道が整備された地域では、くみ取り便所が設けられている建物所有者には3年以内に下水道に接続した水洗トイレに改造することが義務づけられています。

台所、風呂場、洗たく機等からの汚水も公共下水道へ！

浄化槽は廃止して公共下水道へ接続を！